



支部だより

第187号〈公85号〉[令和8年1月10日発行]

HPアドレス <https://www.takuken.or.jp/seibu/> メールアドレス seibu@takuken.or.jp
<埼玉西部支部 TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395>

冬の寒さが一層厳しくなりました。会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、支部事業にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、「支部だより」第187号を発行いたしました。

右上のQRコードを読み込んでいただき、ホームページも是非ご覧ください。

令和7年度第5回支部理事会 (理事数32名、監事数2名、出席数30名(うち委任状2名))

令和7年12月11日(木) 15時より、支部事務所にて開催されました。

要点についてご報告申し上げます。

- 審議事項**
- ①令和7・8年度支部理事会等開催日程承認の件
 - ②令和8年度支部定時総会 第1号議案について
 - ③令和8年度支部定時総会 第2号議案について
 - ④令和8年度支部定時総会 第3号議案について
 - ⑤埼玉西部支部規則施行細則一部改正承認の件 他

報告事項 入会者・退会者について 他詳細にわたり説明報告されました。

埼玉西部支部規則施行細則一部改正について(審議事項5)

支部運営を円滑に進めるため、支部規則施行細則の一部改正が承認され、同日施行されました。

| 改正(線部が改正箇所) | 現行 |
|---|--|
| (支部長の任期) | (支部長の任期) |
| 第4条 支部長の任期は2年とする。 <u>ただし再任を妨げない。</u> | 第4条 支部長の任期は2年とする。 ただし連続任期は3期6年を限りとする。 |
| (略) | (略) |

地区全体会議について

令和8年1月は、各地区において「地区全体会議」が開催されます。日程は以下の通りです。

| | | |
|--------|----------|------|
| ふじみ野地区 | 1月22日(木) | 美可美 |
| 川越地区 | 1月16日(金) | 料亭山屋 |
| 西入間地区 | 1月19日(月) | おおさわ |
| 東松山地区 | 1月23日(金) | 紫雲閣 |

本年も、それぞれの地域に密着した事業を計画してまいります。

令和7年度法令遵守指導について

11月1日(土)～11月30日(日)の間、法令遵守指導(対象会員172名)を実施いたしました。ご協力いただきありがとうございました。来年度は、「令和7年度新規入会者・令和9年度更新予定者」が対象者となります。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



令和8年度 60期支部定時総会



- | | |
|-------|------------------------------|
| 1. 日時 | 令和8年2月5日(木) 16時30分 |
| 2. 会場 | ラ・ボア・ラクテ 2階ビーナス |
| 3. 議案 | 報告事項 |
| | 審議事項 第1号議案 令和8年度事業計画書(案)承認の件 |
| | 第2号議案 令和8年度収支予算書(案)承認の件 |
| | 第3号議案 役員改選の件 |

※総会にご出席される方は、「支部定時総会議案書」を必ずお持ちください。

令和8年度支部定時総会欠はがき提出にご協力をいただきありがとうございました。

審議結果は、後日、ホームページに掲載いたします。



【入会者】(令和7年11月1日～12月31日)

| No. | 商号・名称 | 代表者名 | 事務所所在地 | 入会日 | 備考 |
|-----|-------------------|--------|-----------------------------|----------|------|
| 1 | 株アメージング | 山本 慎太郎 | 川越市大袋新田1211-5 グラートビル101号 | R7.11.27 | |
| 2 | 福島ハウジング株 小川営業所 | 福島 秀夫 | 比企郡小川町大字大塚324-1 | R7.12.4 | 支店入会 |

【退会者】(令和7年11月1日～12月31日)

| No. | 商号・名称 | 地域 | 理由 |
|-----|-----------------|------|------|
| 1 | 株ハウスメイトショップ 川越店 | 川越市 | 支店閉鎖 |
| 2 | (有)マルケン | 川越市 | 廃業 |
| 3 | 株LIFE BLUE | 鶴ヶ島市 | 免許替え |
| 4 | 株ジェオシー | 富士見市 | 廃業 |

会員数 650名(令和7年12月31日現在)

✿ 業の廃止等をご検討中の方へ

4月1日以降にお手続きをされますと、1年分の会費を納入していただくこととなります。

早目のご対応をお願いいたします。

毎年4月1日現在に会員資格を有する会員は、毎事業年度の会費を、本会所定の方法により会費年額の全額を当該年度の6月末日までに納入しなければならない。
～定款施行規則 第7条第2項より～

埼玉県宅建協会・全宅保証協会「変更届」「退会届」



県協会HP (<https://www.takuken.or.jp/>)より直接ダウンロードしていただくことが可能です。

【県協会HP → 会員の皆様 → 宅建業免許 各種手続 → 宅建業免許の各種手続 内】

✿ 支部事務局休業のお知らせ

| | |
|----|-----------------------------|
| 休業 | 令和8年2月5日(木) |
| | 支部定時総会等開催のため終日休業とさせていただきます。 |

※臨時で休業・時間変更の可能性もございます。

ご来所の際は予めお電話にてご確認いただければ幸いです。

以上

次回は
3月
に発行予定です。

